

甲賀市社会福祉協議会より新型コロナウイルス感染症の

影響による収入減等でお困りの皆さまへ

# 生活資金の緊急貸付のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響で休業や失業等により生活資金にお困りの方へ「緊急小口資金等の特例貸付」を実施しています。

## ①緊急小口資金（最大20万円）

- 対象 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少があり、緊急に貸付を必要とする世帯
- 限度額 20万円
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子
- 申請に必要なもの
  - (1) 申込書類 借入申込書、借用書、口座振替申請書
  - (2) 添付書類
    - 新型コロナウイルスの影響により収入が減ったことが確認できる書類  
書類が無い場合は、聞き取りさせていただきます。  
(雇用されている方⇒給与明細等) (自営業の方⇒月々の帳簿や記録等)
    - 住民票(世帯全員分)
    - 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
    - 貸付金の振込みを希望される口座の預金通帳と印鑑(銀行印)  
※預金口座についての詳細は事前にお電話でお問い合わせください。

※申請書類は [www.shigashakyo.jp/emergency/20200407-1126/](http://www.shigashakyo.jp/emergency/20200407-1126/)からもダウンロード  
できます。

## ②総合支援資金 1カ月最大20万円 3カ月(2人以上世帯)

- 対象 新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により日常生活の維持が困難となっている世帯
- 限度額 ・(2人以上)月20万円  
・(単身)月15万円 貸付期間：原則3月以内
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後10年以内
- 貸付利子 無利子
- 申請に必要なもの
  - (1)申込書類  
総合支援資金借入申込書【特例貸付】借入申込に当たっての留意事項の同意書
  - (2)添付書類
    - 雇用保険受給資格および雇用施策利用が確認できる書類(住居確保給付金・総合支援資金連絡票、又は求職の申込み雇用施策利用状況確認票のいずれか)
    - 住民票(世帯全員分)
    - 身分を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)
    - 生活状況が明らかになる書類(通帳の写し)
    - 失業前の収入状況が明らかになる書類(離職票2(写)、源泉徴収票(写)、給与明細(3カ月程度)等)
    - 離職した日が確認できる書類(雇用保険受給資格者証、離職票(写))
    - 貸付金の振込みを希望される口座の預金通帳と印鑑(銀行印)

◎お問合せは

甲賀市社会福祉協議会 生活福祉課 (8:30~17:15)

528-0005 甲賀市水口町水口5609 ☎0748-62-8085 ☎090-6735-1098

◎申込・相談窓口は 甲賀市役所 別館101会議室 (8:30~17:15)

◎申請様式の受け取り、提出は下記でも対応いたします。

・土山地域福祉活動センター(土山町北土山2058) 0748-66-2001

・甲賀地域福祉活動センター(甲賀町大原中886) 0748-88-2942

・甲南地域福祉活動センター(甲南町野田810) 0748-86-6035

・信楽地域福祉活動センター(信楽町長野1252) 0748-82-8031